

## 21 議員間(自由)討議・執行部の反問権

### 【21-1】議員間(自由)討議の規定状況

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議員間(自由)討議を条例や規則等で規定している
5万人未満 300	216 (72.0%)
5～10万人未満 235	167 (71.1%)
10～20万人未満 148	103 (69.6%)
20～30万人未満 48	29 (60.4%)
30～40万人未満 30	18 (60.0%)
40～50万人未満 19	12 (63.2%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	15 (75.0%)
全市 815	566 (69.4%)

### 【21-2】議員間(自由)討議の根拠規定

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 216	196 (90.7%)	2 (0.9%)	6 (2.8%)	12 (5.6%)
5～10万人未満 167	145 (86.8%)	4 (2.4%)	7 (4.2%)	11 (6.6%)
10～20万人未満 103	79 (76.7%)	1 (1.0%)	8 (7.8%)	15 (14.6%)
20～30万人未満 29	22 (75.9%)	0 (0.0%)	5 (17.2%)	2 (6.9%)
30～40万人未満 18	14 (77.8%)	0 (0.0%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)
40～50万人未満 12	10 (83.3%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
指定都市 15	13 (86.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)
全市 566	484 (85.5%)	7 (1.2%)	30 (5.3%)	45 (8.0%)

各割合は、議員間(自由)討議を規定している566市の人口段階別の市数を基準としている。

### 【21-3】議員間(自由)討議の実施状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	議員間(自由)討議を実施した
5万人未満 300	108 (36.0%)
5～10万人未満 235	97 (41.3%)
10～20万人未満 148	61 (41.2%)
20～30万人未満 48	20 (41.7%)
30～40万人未満 30	11 (36.7%)
40～50万人未満 19	10 (52.6%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	13 (65.0%)
全市 815	327 (40.1%)

### 【21-4】議員間(自由)討議を行った会議の種類

(令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 108	5 (4.6%)	94 (87.0%)	31 (28.7%)	12 (11.1%)	3 (2.8%)
5～10万人未満 97	6 (6.2%)	77 (79.4%)	18 (18.6%)	12 (12.4%)	8 (8.2%)
10～20万人未満 61	1 (1.6%)	56 (91.8%)	15 (24.6%)	7 (11.5%)	3 (4.9%)
20～30万人未満 20	1 (5.0%)	20 (100.0%)	5 (25.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 11	0 (0.0%)	10 (90.9%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)
40～50万人未満 10	2 (20.0%)	8 (80.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)
50万人以上 7	1 (14.3%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 13	1 (7.7%)	12 (92.3%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
全市 327	17 (5.2%)	284 (86.9%)	76 (23.2%)	34 (10.4%)	19 (5.8%)

各割合は、議員間(自由)討議を行った327市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【21-5】議員間(自由)討議を行った対象

(令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	その他
5万人未満 108	70 (64.8%)	34 (31.5%)	57 (52.8%)	29 (26.9%)
5～10万人未満 97	61 (62.9%)	26 (26.8%)	55 (56.7%)	27 (27.8%)
10～20万人未満 61	30 (49.2%)	19 (31.1%)	39 (63.9%)	22 (36.1%)
20～30万人未満 20	9 (45.0%)	4 (20.0%)	6 (30.0%)	12 (60.0%)
30～40万人未満 11	5 (45.5%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	9 (81.8%)
40～50万人未満 10	4 (40.0%)	5 (50.0%)	8 (80.0%)	6 (60.0%)
50万人以上 7	3 (42.9%)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	5 (71.4%)
指定都市 13	4 (30.8%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	10 (76.9%)
全市 327	186 (56.9%)	93 (28.4%)	178 (54.4%)	120 (36.7%)

各割合は、議員間(自由)討議を行った327市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【21-6】執行部の反問権の規定状況

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 300	132 (44.0%)	94 (31.3%)
5~10万人未満 235	103 (43.8%)	80 (34.0%)
10~20万人未満 148	55 (37.2%)	45 (30.4%)
20~30万人未満 48	13 (27.1%)	11 (22.9%)
30~40万人未満 30	9 (30.0%)	10 (33.3%)
40~50万人未満 19	6 (31.6%)	6 (31.6%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)	14 (70.0%)
全市 815	324 (39.8%)	261 (32.0%)

## 【21-7】執行部の反問権の根拠規定

(令和5年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 226	175 (77.4%)	8 (3.5%)	27 (11.9%)	16 (7.1%)
5~10万人未満 183	134 (73.2%)	14 (7.7%)	20 (10.9%)	15 (8.2%)
10~20万人未満 100	75 (75.0%)	5 (5.0%)	5 (5.0%)	15 (15.0%)
20~30万人未満 24	19 (79.2%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)
30~40万人未満 19	14 (73.7%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)
40~50万人未満 12	9 (75.0%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)
50万人以上 6	4 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)
指定都市 15	13 (86.7%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
全市 585	443 (75.7%)	28 (4.8%)	62 (10.6%)	52 (8.9%)

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している585市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【21-8】執行部の反問権の行使状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 300	47 (15.7%)
5～10万人未満 235	39 (16.6%)
10～20万人未満 148	30 (20.3%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)
40～50万人未満 19	3 (15.8%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	6 (30.0%)
全市 815	136 (16.7%)

## 【21-9】執行部の反問権を行使した会議の種類

(令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 47	44 (93.6%)	10 (21.3%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 39	37 (94.9%)	9 (23.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 30	25 (83.3%)	13 (43.3%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 6	6 (100.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 3	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 6	3 (50.0%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)
全市 136	120 (88.2%)	43 (31.6%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	2 (1.5%)

各割合は、執行部の反問権を行使した136市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【21-10】執行部の反問権を行使した対象

(令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	一般質問	その他
5万人未満 47	9 (19.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (91.5%)	2 (4.3%)
5～10万人未満 39	12 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	36 (92.3%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 30	15 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	23 (76.7%)	1 (3.3%)
20～30万人未満 6	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 3	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
指定都市 6	4 (66.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)
全市 136	46 (33.8%)	2 (1.5%)	3 (2.2%)	116 (85.3%)	7 (5.1%)

各割合は、執行部の反問権を行使した136市の人口段階別の市数を基準としている。